

第43回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R4.1.20) 結果

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 市施設の取扱い

屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで

施設については、徹底した感染防止対策を講じるとともに、主催者などに対して感染防止対策の徹底を引き続き強く要請する。

以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ等)
- ・ 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。)